

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

上尾市

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、他の保険者と比べても2倍近く高くなっています。市町村におかれましては、皆保険制度を守るために住民の防波堤となって、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【保険年金課回答】

平成30年度から国保が都道府県単位化され、埼玉県が国民健康保険の財政運営の主体となりました。市町村国保における被保険者の構成、ぜい弱な財政基盤、市町村規模の格差などの構造的な問題など、様々な課題を解決し国保財政の健全化を図るため、現時点では「埼玉県国民健康保険第2期運営方針」に基づき、赤字の削減・解消の取り組みを進め、収納率の向上、医療費適正化の一層の取り組みを図っているところです。今後も、財政運営主体である県や、他市町村と連携を図りながら、国民健康保険制度の安定的な運営に取り組んでまいります。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 令和9年度の保険税水準の統一に向けた方針は、地域医療水準、地域医療機関、医師数などの格差が大きく拙速です。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から慎重に検討をすすめてください。これまでどおり、市町村で保険税を決定して下さい。

【保険年金課回答】

「埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)」の策定については、埼玉県と市町村で構成されているワーキンググループにて地域格差を含めた議論を重ねております。令和9年度の保険税水準の準統一に向けて課題を整理し、国民健康保険制度を運用していく上で何を統一するべきか、議論が進められているところであり、今後もワーキンググループの動向を注視してまいります。

② 一般財政からの法定外繰入、決算補填目的(赤字)繰入の解消計画の方針は、今後一律に禁止するのであれば憲法92条の地方自治の原則に反し市町村の存在意義が問われる事になります。今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【保険年金課回答】

国民健康保険制度については、平成30年度から財政運営主体が埼玉県となっており、法定外繰入については保険税準統一の前年である令和8年度までに解消することとされています。上尾市

でも財政運営主体である県や、他市町村の意見も踏まえながら、国民健康保険制度の安定的な運営に取り組んでまいります。

- ③第3期国保運営方針の骨子では、同じ所得、同じ世帯構成であればどこに住んでいても同じ国保税にしていく方針ですが、そもそも高すぎる保険税、地域医療提供体制を早急に整備するように県に要請してください。

【保険年金課回答】

「埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）」の策定については、埼玉県と市町村で構成されているワーキンググループにて、市町村ごとに異なる保険税水準など、令和9年度の保険税水準の準統一に向け課題を整理し、国民健康保険制度を運用していく上で何を統一するべきか、議論が進められているところであり、上尾市も県ワーキンググループの動向を注視してまいります。

- ④国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、「18歳までの子どもの均等割はなくす(当面)」ことを行ってください。

【保険年金課回答】

国民健康保険税減免は、国民健康保険税条例の規定に基づき、納税者の担税力など個々の事情に応じて決定しております。また、子育て世代の負担軽減については、国において令和4年度から未就学児を対象に均等割を5割軽減する制度が創設されました。また、令和6年1月からは、被保険者を対象とした保険税の産前・産後免除が予定されていることから、今後も国の動向を注視してまいります。

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

- ① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【保険年金課回答】

県が定めた「埼玉県国民健康保険運営方針」に基づき、標準保険税を算定するための賦課割合は、県の所得水準に応じた設定により、応能割と応益割に按分するとしています。これにより、保険税の見直しをする際は、県が算定した標準保険税率を参考に検討してまいります。

- ② 子どもの均等割負担を廃止してください。

【保険年金課回答】

子育て世代の負担軽減については、国において令和4年度から未就学児を対象に均等割を5割軽減する制度が創設されました。全国市長会からも、対象者の拡充について提言がなされていることから、その動向を注視してまいります。

- ③ 一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【保険年金課回答】

法定外繰入金については、令和8年度までに解消することとされています。現在、行っている法定外繰入は、国民健康保険制度における支出額に対する収入不足を補うため、やむを得ず行っているものです。

必要以上の法定外繰入は、法定外繰入金を原資とした決算剰余金を過度に発生させる可能性があることから、収支バランスを考慮した上で繰入額を判断しております。

④ 基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【保険年金課回答】

基金については、国民健康保険の有している基金の残高が100万円弱であり、当面の間は基金からの繰り入れは見込めない状況です。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【保険年金課回答】

現在、保険税を滞納している世帯のうち、納税の催告や納税相談等にも応じていただけない場合に、特別な有効期間を定めて保険証を発行しておりますが、令和6年10月以降は、いわゆるマイナ保険証の導入に伴い、短期保険証の発行が廃止となる見込みです。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【保険年金課回答】

納税相談の機会を確保し、個々の実情を把握することを目的に、直接、窓口で保険証を交付しております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【保険年金課回答】

回答日現在、資格証明書は発行しておりません。

(5) マイナ保険証の義務化による「健康保険証の廃止は中止」してください。

① 老健施設・介護施設に入居している方が「マイナ保険証」の管理はむずかしく、職員が管理するのも不可能です。来年の秋以降も、例年どおりに市町村が責任を持って被保険者証は発行してください。政府が行おうとしている「資格確認書」は、マイナ保険証を持たない住民にとっては、毎年申請をしなければならず大変です。国民皆保険制度の崩壊につながります。国に従来通りに保険証を発行できるように要請してください。

【保険年金課回答】

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部を改正する法律」（令和5年法律第48号）が令和5年6月9日に公布され、令和6年秋に健康保険証は廃止されることになりました。厚生労働省では、健康保険証の廃止後はマイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本としつつ、医療保険各法の改定などの措置を講じ、オンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療を受けられるよう対応を進めているところであり、今後も動向を注視してまいります。

② 受療権を保障するために「短期保険証」は、6カ月としてください。

【保険年金課回答】

回答日現在、75歳到達者や在留期限等の事由以外については、6か月の「短期保険証」発行しております。

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【保険年金課回答】

国民健康保険税減免は、国民健康保険税条例の規定に基づき、納税者の担税力など個々の事情に応じて決定しております。

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【保険年金課回答】

一部負担金の減免については、国民健康保険法第44条、「上尾市国民健康保険に関する規則」に定められ、その取扱いについては、厚生労働省通知（「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取り扱いについて」）に基づき運用しております。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【保険年金課回答】

一部負担金の減免の申請書は、「上尾市国民健康保険に関する規則」に基づき、療養の給付を受ける者の氏名、傷病名など必要な事項をご記入いただく申請書となっております。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【保険年金課回答】

一部負担金の減免は、「上尾市国民健康保険に関する規則」に基づく審査を経て、対象と承認された場合に受けることができるものとなるため、申請は上尾市にさせていただく必要があります。

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【納税課回答】

市税は納期限までに納付していただくことが定められております。しかし、一定の要件に該当し、市税を一時に納付することができない場合には、申請することで市税の徴収や財産の換価が猶予される制度があり、広報あげおや市ホームページでお知らせをしているところです。

また、必要に応じて、生活支援課や消費生活センターなどの窓口のご案内を行っております。

② 給与等の預貯金全額を差押えすることは憲法29条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法25条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【納税課回答】

国民健康保険税が納期限までに納付されなかった場合には、法令に基づく督促状の送付に加え、電話催告や文書催告によって早期の納税を勧奨するとともに、納税が困難な方々への納税相談を呼びかけております。

しかし、催告や納税相談の呼びかけにもかかわらず、納付や相談がなされず、または誓約を履行せずに完納の見込みがたたない場合には、地方税法や関連する法令に則り滞納処分を執行しております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてら

れるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【納税課回答】

滞納処分にあたっては、一方的な滞納処分となることがないように、法令に基づく督促状の送付に加え、電話催告や文書催告によって早期の納税を勧奨するとともに、納税が困難な方々への納税相談を呼びかけております。こうした催告や納税相談の呼びかけにもかかわらず、納付がなされないときは、地方税法や関連する法令に則り滞納処分を執行しますが、その際も対象財産については、総合的に適否を検討してまいります。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【納税課回答】

制度の趣旨に留意しつつも、国民健康保険税のみ特別対応することは検討しておりません。

(9) 傷病手当金制度を拡充してください。

- ① 被用者以外の者への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【保険年金課回答】

傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合でも、労働者が休みやすい環境を整備することを目的に、療養中の生活保障として緊急的・特例的に支給するものとされておりますが、令和5年5月8日以降の感染については対象となりません。なお、新型コロナウイルス感染症流行時に、全国市長会から国に対して、支給対象者の拡大などの要望を行っていることから、今後の動向を注視してまいります。

- ② コロナ禍が収束しても、被用者、個人事業主、フリーランスに傷病手当金を恒常的な施策として条例の改正を行ってください。もしくは、傷病見舞金制度を創設してください。

【保険年金課回答】

傷病手当金は、新型コロナウイルス感染症関連に限って財政支援を受けられる緊急的、特例的な措置であることから、恒常的な運用は予定しておりません。また、傷病見舞金については、傷病手当金の終了に合わせ、新たに運用を開始する予定はありません。

(10) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。

【保険年金課回答】

上尾市国民健康保険運営協議会委員のうち、「被保険者を代表する委員」の選出については地域住民の代表として、上尾市自治会連合会から推薦をいただいております。

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【保険年金課回答】

上尾市国民健康保険運営協議会においては、被保険者を代表する委員を含め、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員、被用者保険等を代表する委員で構成され、さまざまな立場の方のご意見を取り入れながら運営しております。

(11) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族負担を無料にしてください。

【保険年金課回答】

平成23年度から特定健康診査の自己負担額は無料です。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【保険年金課回答】

個別がん検診に関しては、特定健診を実施している医療機関であれば、同時に受けられるよう予約時に調整いただくことで同時に受診することが可能です。

③ 2023年度を受診率目標達成のための対策を教えてください。

【保険年金課回答】

未受診者に対して、受診勧奨通知を年2回発送しています。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【保険年金課回答】

「上尾市個人情報保護条例」に基づき、適正に管理しています。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。今、物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2022年度(令和4年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【財政課回答】

財政調整基金の令和4年度末残高は、53億579万8,773円となっています。

② 高すぎる国保税を引き下げのために、財政調整基金の活用をしてください。

【財政課回答】

国民健康保険制度については、必要となる医療費等を賄うため、県が市町村ごとの標準保険税率を算定するなど財政運営の主体を担っており、本市においては当該標準保険税率を踏まえ税率を設定しています。そうした中で令和8年度までに法定外繰入を解消することとされており、国保税を引き下げのための財政調整基金の活用は予定しておりません。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化について、中止するよう、国に要請してください。

【保険年金課回答】

健康保険を取り巻く状況は年々厳しくなっており、特に令和4年からは団塊の世代が後期高齢者へと移行していくなかで、安定的に事業運営を行うことは喫緊の課題となっております。今回の見直しは国民皆保険を未来へとつなげていくための措置と捉え、今後の国の動向に注視してまいります。また、全世代に納得いただけるよう、高齢者や現役世代に向けて、分かりやすい周知や説

明などの対応に努めます。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【保険年金課回答】

埼玉県後期高齢者医療広域連合が実施する事業は、基本的に法令等に基づいて行われるため、他都道府県と大きく異なる独自の取組みは行っておりませんが、2割負担開始に伴い、被保険者への配慮として、施行後3年間（令和7年9月30日まで）激変緩和措置を講じて負担を軽減しています。

(3) 低所得（住民税非課税世帯など）の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【保険年金課回答】

健康状態の把握と疾病の早期発見のため、健康診査の受診を勧めています。健康診査に係る費用は無料としており、経済的な負担がなく受診しやすいよう支援しています。また、重症化予防を目的とした電話等での受診勧奨の実施や広域連合実施の歯科健診結果を活用し、高齢介護課と連携してフレイルの兆候が疑われる人に啓発や介護予防事業への参加勧奨を行っています。

(4) 健康長寿事業を拡充してください。

【保険年金課回答】

上尾市では、長寿・健康増進事業として、健康診査の追加項目や人間ドック検査費用助成などを実施しております。新たな取組みとして実施しているフレイル予防についても、引き続き推進に努めてまいります。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【保険年金課回答】

後期高齢者健康診査は、無料で実施しております。人間ドックは、2万円の補助事業を実施しており、市内の指定医療機関だけではなく、市外の医療機関にも拡充し、同額の補助を実施しております。また、がん検診、歯科検診につきましては、市で実施する検診を70歳以上から無料で受診することができます。なお、前年度に75歳及び80歳になられた被保険者については、埼玉県後期高齢者医療広域連合で無料の健康長寿歯科検診を実施しております。最後に、聴覚検査については、埼玉県広域連合健康診査の実施要項は、国が定める特定健康診査の項目に準じて実施をしており、現時点では特定健康診査では義務付けられておりません。また、聴覚検査の実施には専用の機器が必要であるため、被保険者の皆さんに広く健康診断を受けていただくためにも、現状では検査項目に追加することは難しいものと考えております。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【高齢介護課回答】

加齢性難聴者への補聴器購入補助につきましては、国や県の支援の動向を注視するとともに、県内で補助を実施している自治体の事例を参考にしながら有効性等について、研究してまいります。

3. 地域の医療提供体制について

(1) コロナ禍を経験し、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充こそが必要であると考えます。

国および県に対して、病院の再編・統合・縮小を目的とする方針の撤回を申し入れてください。

【健康増進課回答】

今後の国や県の動向を注視してまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【健康増進課回答】

機会をとらえ、県に要望します。

4. 新型コロナウイルス感染の拡大を防止し、安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【健康増進課回答】

機会をとらえ、内部で協議してまいります。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【健康増進課回答】

機会をとらえ、県に要望します。

(3) 高齢者施設、保育園や学校などで社会的検査を行ってください。

【健康増進課回答】

検査を希望される場合は、ご自身で抗原検査キットを用いて検査することが可能な状況になってまいりましたので、社会的検査を行う予定はございませんが、必要に応じて対策を検討いたします。

(4) PCR検査が、いつでもどこでも無料で受けられるようにしてください。

【健康増進課回答】

昨年からは薬剤師管理のもとであればドラッグストアや薬局、インターネットで国承認の抗原検査キットが販売できるようになっており、ご自宅でいつでも検査が受けられる環境は構築されております。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 令和6年度の制度改定にむけて、十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

昨年度、厚労省の社会保障審議会は2024年度の改定に向けて、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村へ「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入、基準額の引き下げによる利用料2割、3割負担の対象者の拡大を打ち出しました。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【高齢介護課回答】

7月末時点では、国の方針が定まっていない状況となりますので、引き続き、国・県の動向を注視してまいります。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

次期改定にむけて保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【高齢介護課回答】

令和6年度から令和8年度を計画期間とする第9期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定において、介護サービス給付費等の見込み額を推計し算出いたします。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。さまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【高齢介護課回答】

介護保険料の減免については、介護保険法142条により「上尾市介護保険条例第12条」に規定し、「上尾市介護保険料の減免に関する要綱」に基づき実施しております。

また、低所得者の介護保険料については、消費税率の引き上げに伴い第1段階から第3段階の非課税世帯の介護保険料を引き続き軽減しています。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【高齢介護課回答】

市民税非課税世帯の人を対象に市独自に助成（上尾市介護サービス利用者負担助成費）しております。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【高齢介護課回答】

サービス利用についてはケアマネジャーが作成するケアプランに基づき行うものであり、サービスが必要な方へ必要なサービスを提供するものであることから、利用できないことは本人の自立支援に支障をきたすものです。

利用料の支払いが困難な場合には、生活保護制度や、境界層措置制度による補足給付をご案内し、できる限り利用抑制にならないようにしてまいります。また、国の動向についても注視してまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【高齢介護課回答】

国の制度により特養、老健、短期入所などの負担軽減を実施しておりますが、今後の対象施設の範囲拡大について、国の動向を注視してまいります。

6. 新型コロナウイルス感染によって、経営が悪化した介護事業所へ、自治体として実態を把握し、必要な対策を講じてください。

(1) 自治体として財政支援を行ってください。

【高齢介護課回答】

令和5年度は「介護サービス事業所物価高騰等対策支援事業」として、市内の介護サービス事業所に対し、一律10万円を交付する予定です。

(2) 感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【高齢介護課回答】

今後の感染状況や国や県の動向を注視し、必要に応じて検討してまいります。

(3) 従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種を早急に実施してください。公費による定期的なPCR検査を実施してください。

【高齢介護課回答】

公費による定期的なPCR検査については、国や県の動向を注視し、必要に応じて検討してまいります

【健康増進課回答】

令和5年5月8日から開始しております令和5年春開始接種では、65歳以上の方、5～64歳で基礎疾患を有する方及びその重症化リスクが高いと医師が認める方、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者を対象として実施しております。

7. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【高齢介護課回答】

特別養護老人ホームについては、第8期上尾市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の「基盤整備計画」に基づき、今年度事前相談を実施しております。小規模多機能施設等については随時相談を受け付けております。高齢者の状況等を踏まえて、地域密着型サービスの充実に向けて基盤整備をすすめてまいります。

8. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【高齢介護課回答】

今後の高齢化の進展により増加するニーズに適切に対応する観点から、地域包括支援センターの役割はますます重要になると認識しています。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の各種専門職の体制確保及び強化を促進できるよう努めます。

9. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

【高齢介護課回答】

不足する介護人材を確保するため「介護に関する入門的研修」「外国人介護人材確保推進事業」「喀痰吸引等研修事業」の3つの介護人材確保推進事業を展開し、人材確保に努めております。

10. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、現在支援施策が実施されてい

ます。さいたま市、川口市では予算を取り支援策を具体化しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【子ども家庭総合支援センター回答】

子どもから若者まで切れ目のない支援に取り組むため、ヤングケアラーと18歳からおおむね40歳に達するまでの若者ケアラーを対象とした「上尾市子ども・若者ケアラー支援の推進に関する条例」を令和5年7月1日付けで制定しました。

また、具体的な支援策については、ヤングケアラーへの支援体制強化に向けた事業として、周知啓発のほか、子ども家庭総合支援センター内の相談窓口設置に伴う、ヤングケアラーコーディネーターの配置、及びオンラインサロンの運営などを実施してまいります。

11. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【高齢介護課回答】

誰もがその人らしく生活することができるようにするには、要支援状態または要介護状態とならないよう、介護予防・健康づくりを実施する地域支援事業の充実・推進が必要となります。

保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援することを目的として、地域支援事業等を対象に交付されます。

上尾市として、通いの場における支援を充実させる等の地域支援事業の充実・推進に努めてまいります。

12. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【高齢介護課回答】

今後の国の動向を注視し、必要に応じて、要請してまいります。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたっては、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に反映させるものとしてください。

【障害福祉課回答】

上尾市障害福祉施策推進委員会や上尾・桶川・伊奈地域自立支援協議会等を活用し、当事者の意見も反映するよう努めてまいります。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【障害福祉課回答】

地域生活支援拠点事業につきましては、上尾・桶川・伊奈基幹相談支援センターを中心にすすめており、常時の空床確保により緊急時の短期入所が可能となる「緊急時居室確保事業」の実施等により、拠点整備に向けて取り組んでおります。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【障害福祉課回答】

「上尾市社会福祉法人等整備事業費補助金交付要綱」に基づき、施設整備の補助金を交付しております。なお、障害者の重度化や高齢化、親亡き後を見据えた体制整備については、令和3年3月に策定した「第6期上尾市障害福祉計画・第2期上尾市障害児福祉計画」に基づき進めております。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。どれくらいの暮らしの場が今後必要と思いますか。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【障害福祉課回答】

障害福祉サービスの提供体制の整備については、令和3年3月に策定「第6期上尾市障害福祉計画・第2期上尾市障害福祉計画」に基づき進めております。今後も計画を基に実情に応じた設置を行ってまいります。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【障害福祉課回答】

緊急時の対応については、地域生活支援拠点整備の一環として、常時の空床確保により緊急時の短期入所が可能となる「緊急時居室確保事業」の実施等を行っております。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど具体策を講じてください。

【障害福祉課回答】

国などに対し、職員不足への有効な手立てについて要望してまいります。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【障害福祉課回答】

現在、独自の年齢制限は導入しておりません。所得制限については、令和4年10月より埼玉県で完全導入されたことから、上尾市においても対象者本人の所得に係る所得制限を導入いたしました。

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【障害福祉課回答】

精神障害者保健福祉手帳2級所持者までの拡大、また精神病床への入院費用については、埼玉県の助成の対象外であることから市単独補助は難しいものと考えております。

(3) 二次障害（※）を単なる重度化ととらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が増し、不安と戸惑いが伴っています。

保健、医療、福祉がそれに十分こたえていません。

【障害福祉課回答】

疾病や障害等の医学的な知見を求められる内容を医療機関に啓発することは難しいところですが、二次障害による生活のしづらさや課題につきましては、地域の関係機関が参画する、上尾・桶川・伊奈地域自立支援協議会の枠組みを用いながら、支援に従事する職員の一層の理解促進に向けて、研修等を通じて深めてまいります。

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【障害福祉課回答】

(実施済みのため、回答なし)

③ 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【障害福祉課回答】

埼玉県障害者生活支援事業補助金交付要綱にて利用時間の上限が150時間とされていることから、同様の上限設定としております。

③成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【障害福祉課回答】

障害者への利用軽減策の検討につきましては、近隣市町村における制度状況などを注視していきたいと考えております。

(2) 福祉タクシー事業

①初乗り料金の改定を受けて、配布枚数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【障害福祉課回答】

福祉タクシー券は令和2年度より年間24枚から36枚の配布へと改めております。また、利便性向上を図るため、今年度から1度の乗車で2枚使用することが可能となりました。

② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【障害福祉課回答】

福祉タクシー券については、障害者本人の乗車に対して割引が適用されるため、介助者等の同乗についても、割引が適用されます。また、燃料費助成制度は、18歳未満の者（児）は、年間1万2,000円まで、18歳以上の者は、年間6,000円を上限に、給油した領収書をもとに助成を行っております。こちらについては、障害者本人の送迎等で家族等の介助者が運転する車の燃料費に係る助成と事業実施しているものです。

なお、今後の双方の制度の対象を拡大や所得制限を行う予定は今のところございません。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【障害福祉課回答】

地域間格差の問題については、上尾・桶川・伊奈地域自立支援協議会等を通じて情報を共有しながら検討してまいります。

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【危機管理防災課回答】

本市では、ご本人などから希望があれば避難行動要支援者名簿の対象として加えております。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーの確認については、自主防災会など避難支援等関係者と連携して、検討してまいります。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【危機管理防災課回答】

福祉避難所への避難を二次的な避難ではなく、直接の避難とする手法に関しては、現状では福祉避難所のキャパシティに限りがあることから、難しいものと考えます。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【危機管理防災課回答】

避難所外で生活する方の救援物資については、近隣の指定避難所でニーズを集約し、避難所で物資の配布を行うことを想定しています。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【危機管理防災課回答】

災害対策基本法第49条の11第3項において、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる」とあることから、名簿利用が要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とするのであれば、名簿情報の提供は可能です。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【行政経営課回答】

自然災害対策と感染症発生対策について、それぞれの部署をすでに設置しております。これまでに実施した様々な感染症対策を踏まえ、同時発生等の時は、各関連部署において、より一層連携を強化し、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

【健康増進課回答】

市の役割は、住民に最も近い行政単位として、住民の生活を支援することであり、引き続き保健所との情報共有や連携強化に努めてまいります。

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【障害福祉課回答】

今後の感染状況や国や県の動向を注視し、必要に応じて検討してまいります。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【健康増進課回答】

入院医療の受け入れ体制は幅広い医療機関で対応します。入院の可否については医療機関が判断し、医療機関同士での入院調整が基本となります。

(3) 引き続き障害者への優先接種を行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【健康増進課回答】

令和5年5月8日から開始しております令和5年春開始接種では、5～64歳で基礎疾患を有する方及びその重症化リスクが高いと医師が認める方を対象として実施しております。

また、市内73医療機関（介護老人保健施設4施設を含む）で接種を実施しております。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【障害福祉課回答】

令和5年度は「障害福祉サービス事業所等物価高騰等対策支援事業」として、市内の障害福祉サービス事業所等に対し、一律10万円を交付する予定です。

8. 難病の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）

で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも 388 疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【職員課回答】

本市では、現状、職員採用試験において難病患者は通常の採用の中で対応しております。また、職員の中には、難病患者が複数人いることは存じていますが、全容は把握しておりません。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【保育課回答】

令和5年4月1日時点の待機児童数につきましては、26人でございます。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【保育課回答】

0歳が290名、1歳が685名、2歳が765名、3歳が710名、4歳が660名、5歳が675名となっています。(令和5年4月1日現在の入所児童数)

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【保育課回答】

待機児童の実態を踏まえつつ、子ども・子育て支援事業計画に沿った保育の受け皿拡大に努めております。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【保育課回答】

育成支援児童の受入れ(障害児保育)については、必要に応じた受け入れが確保できるよう、公的支援に努めてまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【保育課回答】

認可外保育施設が、認可保育施設に移行したい旨の相談があった場合には、待機児童の実態や子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、適切に対応してまいります。なお、施設整備事業費への補助金については、現在のところ考えておりません。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【保育課回答】

新型コロナウイルス感染症対策に関しては、これまで同様、国のガイドラインに従い、感染症予防対策を実施しております。保育士の配置につきましては、公立保育所においては、本市独自の配置基準を設け、適切に対応しております。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【保育課回答】

本市では、保育士の負担軽減、離職防止を図ることを目的とした保育士補助者雇上強化事業や、保育所等を運営する法人等に対し保育士用の宿舍の借り上げにかかる経費の一部を補助する保育士宿舍借り上げ支援を実施し、保育士確保施策の推進を図っているところです。

また、本市の公立保育所では、先んじて本市独自の配置基準を設け、安心安全な保育を実施しております。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され、実費徴収されています。子育て世帯の負担が増えないよう軽減措置を講じてください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を軽減してください。

【保育課回答】

0歳～2歳児の保育料については、保護者の住民税額等に応じて算定しており、生活保護世帯、非課税世帯及び全所得階層の第3子以降の子は無償としています。また、ひとり親世帯や多子世帯等に対しましても、年収360万円未満相当の世帯まで軽減措置の対象範囲を拡充しています。

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【保育課回答】

3歳～5歳児の副食費の免除措置の対象範囲を、年収360万円未満相当の世帯まで拡充しています。これにより、年収360万円未満相当の世帯全ての子ども及び全所得階層の第3子以降の子が免除となっています。

5. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【保育課回答】

制度趣旨に鑑み、安全安心な保育が確保できるよう努めてまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【保育課回答】

子ども・子育て支援新制度による量の拡充や質の向上を図りながら、本市が果たすべき役割を担ってまいります。また、子ども・子育て支援事業計画に基づき保育施設の整備を進めるとともに、育児休業取得にかかる上の子の保育の継続をはじめ、多子世帯・ひとり親世帯等の保育料の軽減拡充や、生活保護世帯等への実費徴収にかかる補足給付などの支援を継続して実施してまいります。

【学 童】

6. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【青少年課回答】

学童保育を必要とするすべての児童・家庭が入所できるように令和4年度に1クラスを開設し、令和5年度も4月に1クラスを開設いたしました。

今後も適正な施設規模での健全育成が実施できるように努めてまいります。

7. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員(放課後児童支援員)の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で43市町(63市町村中68.3%)、「キャリアアップ事業」で30市町(同47.6%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【青少年課回答】

平成 27 年度から「放課後児童支援員等処遇改善等事業」を活用し、運営委託料に加算しております。また、平成 31 年度から「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を活用し、運営委託料に加算して改善を図っております。

8. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」) 立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【青少年課回答】

本市では、特定非営利活動法人に放課後児童クラブの運営を委託しており、委託料には「民営クラブ支援員加算」及び「同 運営費加算」を含めております。

【子ども・子育て支援について】

9. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は就学前までの医療費助成の現物給付を、昨年(2022年)10月から実施されました。就学前までの現物給付の対象年齢の引上げなど、市町村独自に拡充してください。

【子ども支援課回答】

本市の子ども医療費助成制度は、通院に係る医療費の助成は15歳年度末まで、入院に係る医療費の助成は18歳年度末までとし、県内現物給付の対象につきましては、子ども医療費の対象者全てとしております。

(2) 高校生や高卒後も大学生などの学生らの多くが生活に困窮しています。通院及び入院の子ども医療費無料化の対象年齢を拡充してください。

【子ども支援課回答】

令和4年10月診療分から、高校生の入院医療費を子ども医療費の助成対象といたしました。

子ども医療費については、国からの支援はなく、県の補助金対象は未就学児のみのため、就学児以上の医療費については、市が全額を負担しております。

更なる対象年齢の拡大につきましては、財源の確保や医療費適正化、公費負担の公平性の観点などを踏まえ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

(3) 国に対して、財政支援と制度の拡充(年齢の引き上げの法制化)を要請してください。

【子ども支援課回答】

国に対しては、埼玉県市長会を通じて、全国一律の公費負担制度の創設を要望しており、今後も、引き続き要望してまいります。

(4) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【子ども支援課回答】

県に対しては、埼玉県市長会を通じて、助成対象年齢の引き上げや所得制限・自己負担制度の撤廃などを要望しており、今後も、引き続き要望してまいります。

(5) 政府は、子ども医療費無償化を18歳まで引き上げると同時に、不適切な診療を減らす名目で受診ごとに定額負担を検討しています。受診の抑制になり、本来の趣旨と本末転倒になり

ます。国・県に定額負担をしないように要望して下さい。

【子ども支援課回答】

様々な機会を捉えて、国や県に対し要望してまいります。

10. 子育て支援を拡大してください。

(1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【保険年金課回答】

子育て世代の負担軽減については、国において令和4年度から未就学児を対象に均等割を5割軽減する制度が創設されました。全国市長会からも、対象者の拡充について提言がなされていることから、その動向を注視してまいります。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【学校保健課回答】

地産地消の取組みについては、小学校では、市内農家が生産したトマトの他、じゃがいも、玉葱、ブロッコリー、にんじんなどを活用しております。また、給食月間では、小中学校ともに上尾産のお米をとり入れております。

学校給食費につきましては、子育て環境の更なる充実を図るため、令和4年度から経済的負担の大きい多子世帯に対する給食費補助を実施しております。

また、学校給食費の無償化につきましては、今後の国の動向を注視してまいります。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

2020年度の厚労省ホームページに「生活保護を申請したい方へ」を新設し、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務のこと、住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立ったホームページやチラシを作成してください。

【生活支援課回答】

本市の「生活保護のしおり」につきましては、国や県からの通知等を受け随時見直しを行っており、令和4年4月に改訂しております。

その内容は、憲法第25条の理念や「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する旨の一文を巻頭に明記したほか、義務の項目の見直しや全ての漢字にルビを振るなど、読まれた方に制度を正しく理解していただき、進んで制度を利用していただけるようにいたしました。

また、生活支援課カウンター脇のラックに設置し、誰もが自由に手に取れるようにしております。

なお、市のホームページにも掲載しており、いつでも閲覧できるようにしております。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を尊重する方向性を明らかにし、照会の対象となる扶養義

務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【生活支援課回答】

現在、扶養照会については、生活保護申請者の了解を得られた場合に実施しており、難色を示された場合や、DVなどの事情がある場合には行っておりません。

3. 生活保護のケースワーク業務の外部委託は、実施しないでください。

生活保護のケースワーク業務は、人間の生死を左右する職務であり、最もデリケートな個人情報に預かる業務であることから、自治体職員が福祉事務所で行う原則になっています。ところが、東京都中野区は、高齢の生活保護利用者を対象に「高齢者居宅介護支援事業」をNPOの外部委託を利用して実施していますが、実態は生活保護利用者宅への家庭訪問、ケース記録作成、保護費算定まですべての業務の委託でした。これは生活保護法および社会福祉法違反です。このような事例が起こらないように徹底してください。また、福祉課内の警察官OBが保護利用者を犯罪者扱いして尾行し、人権を侵害する事例が発生しています。こうしたことが起こらないよう指導を徹底してください。

【生活支援課回答】

現在、生活保護業務については、外部委託を行う予定はございません。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【生活支援課回答】

生活保護決定通知書につきましては、最低生活費、収入額、生活保護費支給額等を生活保護受給者の方々に分かりやすいよう表にして明記しているほか、決定した理由についても記載しております。

また、生活保護決定時に「生活保護のしおり」にて不明な点等がありましたら問い合わせをしていただくよう周知を行い、ケースワーカーが家庭訪問をする際には、不明な点等があれば内容の説明をしております。

今後、生活保護受給者の方々にご理解いただけるよう、説明等に努めてまいります。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【行政経営課・生活支援課回答】

ケースワーカーについては、これまでも適宜増員しており、今後も被保護世帯数を考慮し、適切な人員配置に努めてまいります。

なお、生活保護担当ケースワーカーの研修につきましては、埼玉県等が主催する研修に定期的に参加し、知識の収集に努めているとともに、課内への周知も図っております。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【生活支援課回答】

本市においては、住居を失った方から生活保護の申請を受け付けた場合、個々の事情を聴き取った上で、自立に向けた一時的な滞在場所として無料低額宿泊所が利用できることを説明し、希望があれば紹介しております。

また、入所時は無料低額宿泊所の職員に来庁してもらい、ケースワーカー同席の上、再度施設の利用案内を行い、本人が納得した場合に契約を行っております。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、自治体として電気代補助を実施してください。

【生活支援課回答】

昨今の異常気象や燃料費高騰が生じている現状に鑑み、国に対し保護の実施要領の改正意見として、夏季加算の導入を要望しております。

電気代を含めた物価等高騰への対策としましては、昨年引き続き住民税非課税世帯に対する「電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金」の給付を実施いたします。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護の捕捉率の向上に努めてください。

【生活支援課回答】

本市では、生活支援課に「暮らしサポート相談窓口」を設置し、相談支援員4名・就労支援員2名が、生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困窮した方々からの相談を受け付け、就労支援など適切な対応に努めています。

また、対象者が生活保護制度に該当すると思われる場合には、生活保護担当へ速やかに繋げてまいります。